

千葉県報

号外
令和6年9月27日

号外第52号

病院局管理規程

主要目次

- 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程
- 千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和六年九月二十七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第八号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」を加え、「の事務を私人に」を「に関する事務を」に、「委託契約書を作成しなければ」を「事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければ」に改める。

第二十三条第五項中「者（以下「公金徴収事務受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に、「公金徴収事務受託者」を「当該指定公金事務取扱者」に改める。

第二十四条第三項中「公金徴収事務受託者」を「前条第五項の指定公金事務取扱者」に改め、同条第四項中「公金徴収事務受託者」を「同項の指定公金事務取扱者」に改め、同条第五項及び第六項中「公金徴収事務受託者」を「前条第五項の指定公金事務取扱者」に改める。

第二十五条中「公金徴収事務受託者」を「第二十三条第五項の指定公金事務取扱者」に改める。

第二十六条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（電磁的記録による契約書の作成）

第二百二十四条の二 第二百二十三条第一項又は前条の規定により作成することとされている契約書及び変更契約書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当

該電磁的記録は、これらの書類とみなす。

第四百四十六条の二中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

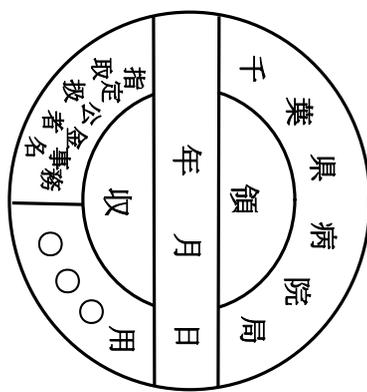
第四百四十六条の三第一項及び第二項中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改める。

別記第三十四号様式（その二）中「千葉県病院局公金徴収事務受託者」を

「千葉県病院局指定公金事務取扱者」に改める。

別記第三十五号様式（その二）を次のように改める。

（その二）



（直径2.5センチメートル）

別記第三十六号様式（その二）中

「千葉県病院局企業員」

を「指定公金事務取扱者」に改める。

「千葉県病院局企業員」

を「指定公金事務取扱者」に改める。

別記第三十七号様式（その二）中

「御中」

千葉県病院局公金徴収事務受託者

受託者名 氏名

氏名

「御中」

千葉県病院局指定公金事務取扱者

指定公金事務取扱者名 氏名

氏名

に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和六年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この管理規程の施行の前日に、改正前の千葉県病院局財務規程の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和六年九月二十七日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第九号

千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局行政文書規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を削る。

第三十六条の二第三項を次のように改める。

3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。

附則

この管理規程は、令和六年十月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八